

土砂災害警戒避難ガイドライン

骨 子（案）

国土交通省 河川局 砂防部

1. ガイドラインについて

平成 13 年 4 月に施行された土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域等の指定を受けた地域では、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を市町村地域防災計画に定めること等が規定されています。また、平成 18 年 9 月には、近年の土砂災害の課題への対応を進めるため、国土交通大臣が土砂災害防止対策基本指針を変更し、警戒避難体制の充実を図ることとしたところです。

一方、近年、多数の台風や集中豪雨により日本各地で土砂災害が発生し、多くの人命が失われました。これらの土砂災害に対する警戒避難体制の課題として、
①災害発生前に避難勧告等の発令が少ない②避難所が土砂災害によって被災
③災害時要援護者の被災比率が高い 等が挙げられているところです。

これらを受けて、国土交通省においても、市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、土砂災害に対して特に留意すべき事項として、避難勧告等の発令基準や発令区域の特定、災害時要援護者に対する避難支援、土砂災害に対して安全な避難場所の選定、防災教育等による防災意識の向上等の考え方をとりまとめた実践的な「土砂災害警戒避難ガイドライン（仮称）」を作成することとしました。なお本ガイドラインは、学識経験者等よりなる「土砂災害警戒避難ガイドライン検討委員会」における議論を踏まえ作成したものであります。

2. ガイドライン作成にあたっての基本的考え方

このガイドラインは、地域特性に応じた効果的な警戒避難体制のあり方を取りまとめたものであり、市町村の地域防災計画や警戒避難マニュアルに反映させるものである。

1. 土砂災害に対する地域特性を明らかにする

土砂災害のおそれのある箇所の特定、住民の防災意識、情報収集・伝達手段の整備状況、避難の容易性、災害時要援護者の避難支援体制等について、それぞれの地域特性を明らかにします。



2. 地域特性に応じた警戒避難体制を考える

市町村は、明らかになった地域特性をもとにその地域特性に応じた警戒避難体制を検討します。



市町村地域防災計画

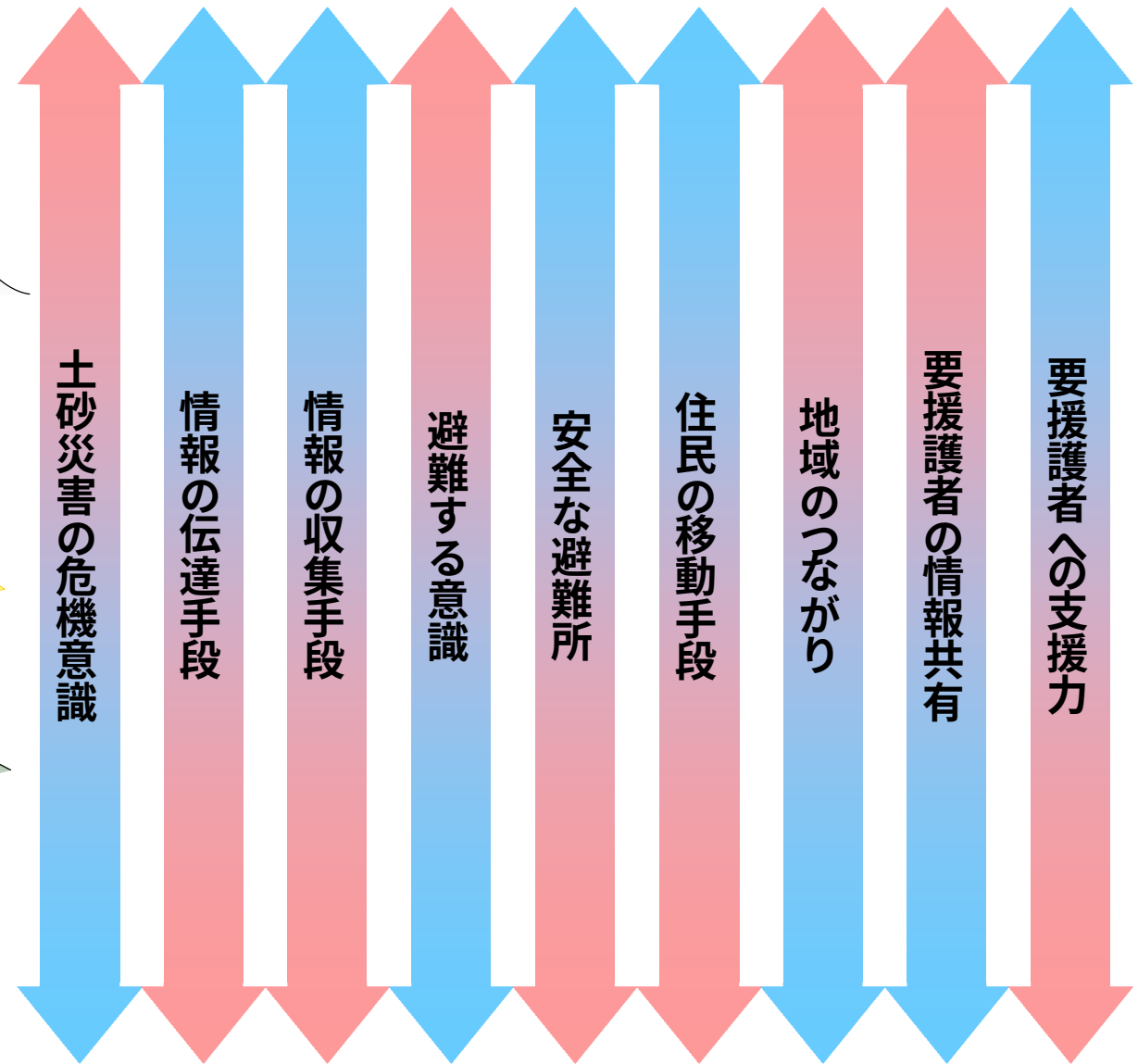
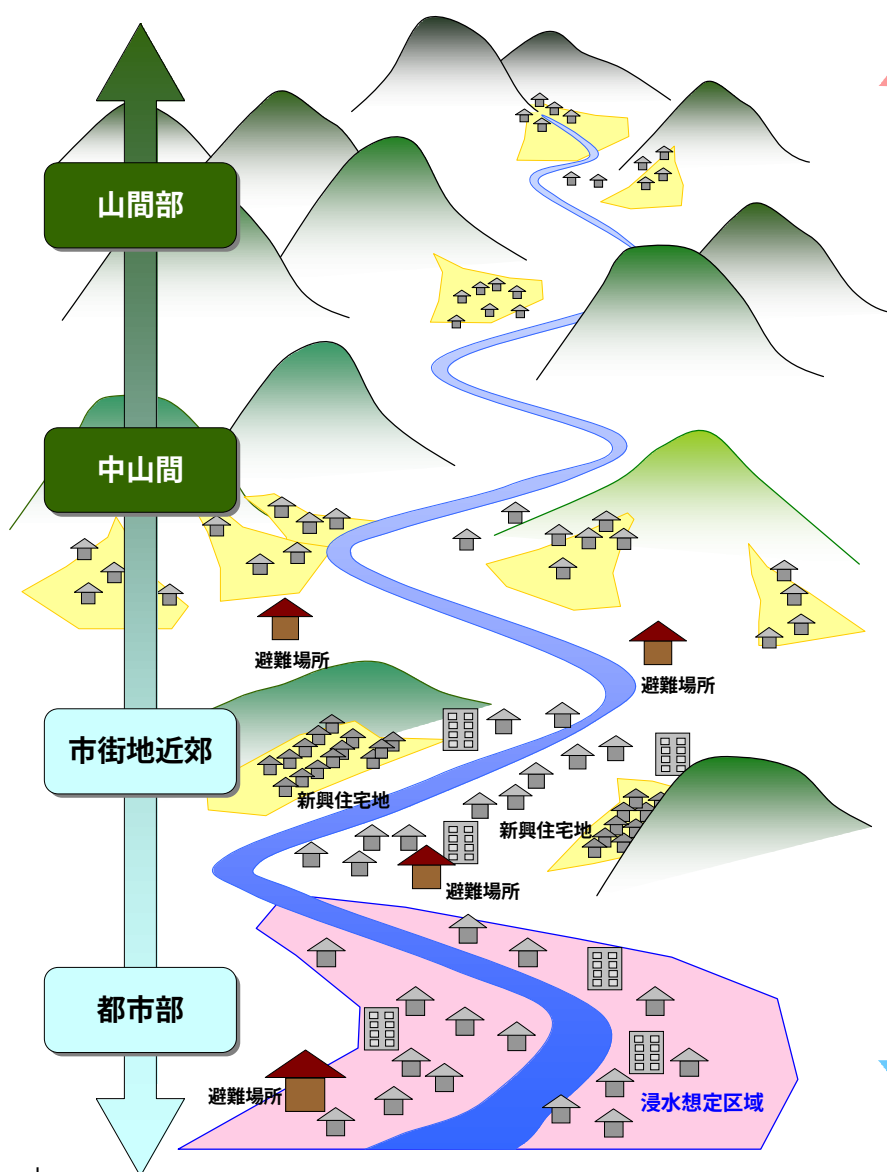
警戒避難体制マニュアル

- ・市町村職員用
- ・自主防災用

なお、本ガイドラインの作成にあたっては、

- （１）近年の土砂災害における実態と課題として、災害時の具体事例や土砂災害による被害を受けた市町村長等の行政職員や地域住民への調査結果
- （２）各地方公共団体における最新事例
- （３）これまでに内閣府や国土交通省等において検討された委員会の提言等を踏まえ、具体的な考え方や事例を取りまとめることとする。

地域特性について



3. ガイドラインの構成案

本ガイドラインの構成案は以下の通りとする。

1) 情報の収集・伝達

① 土砂災害に関する情報の充実

- ・土砂災害警戒情報（切迫性・時間的経過のわかる補足情報を含む）
- ・前兆現象情報 ・広域的な雨量情報や災害情報等
- ・ローカルな雨量情報

② 情報の確実な収集・伝達手段

- ・土砂災害情報相互通報システム
- ・情報収集伝達手段の多重化（衛星携帯電話等）
- ・自家発電機の整備 ・平常時からのヒューマンコミュニケーション

③ 情報の収集・伝達体制の整備

- ・確実な情報受信のための要員配置
- ・情報を正しく分析するための職員教育
- ・市町村の広域化に伴う、旧市町村の支所の活用（地域事情に詳しい職員の配置等）
- ・現地情報を確実に収集するための自主防災組織、砂防ボランティアとの連携

2) 土砂災害発生前の避難勧告等の発令

① 避難勧告等の発令基準の設定

- ・土砂災害警戒情報、前兆現象等に基づく発令基準等の設定
- ・夜間に豪雨が予想されるときは早めに避難（災害時要援護者等）

② 避難勧告等を発令すべき地区の特定

- ・土砂災害警戒区域等の指定の促進 ・対象地域が限定できる局地的な気象情報の把握
- ・前兆現象、災害伝承の活用

③ 同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）の設定

- ・自主防災組織、自治会、避難所、避難経路等を勘案した避難単位の設定

④ 避難勧告等を発令した後の体制の整備

- ・避難経路の安全確認、避難誘導、住民の安否確認等に関する住民対応の行動計画づくり

3) 避難所・避難経路の安全確保

① 避難所・避難経路の安全確保

- ・避難所・避難経路の選定基準の明確化 ・避難所を守るハード対策の実施
- ・民間施設の活用

② 避難所の機能確保

- ・情報収集・伝達機器の整備（テレビ、ラジオ、電話、衛星携帯電話、防災無線等）
- ・利便性の確保（コミュニティ機能）
- ・快適な避難所環境の確保（停電対策、テレビ、ラジオ等）

③ 避難所の運営体制の整備

- ・防災担当職員以外の配置 ・自主防災組織との連携

4) 土砂災害に対する住民意識の向上

① 住民避難につながる避難勧告・指示の伝え方

- ・市町村長自らの呼びかけなど、災害の切迫性を伝えるための工夫

② 防災意識の向上

- ・説明会等を通じたハザードマップによる危険箇所、避難所、避難経路の周知
- ・住民主導型によるハザードマップの作成
- ・地域防災リーダーの育成・自主防災組織の育成
- ・土砂災害を対象とした実践的な防災訓練・防災教育・教材開発の実施
- ・災害体験の伝承

③ 災害時要援護者への対応

- ・関係機関と連携した災害時要援護者に対する避難支援の体制づくり

④ 災害時要援護者関連施設へ情報を伝達する体制の整備

- ・災害時要援護者関連施設ごとの情報伝達・避難計画づくり

情報の収集・伝達

整備課題

土砂災害に関する情報の充実

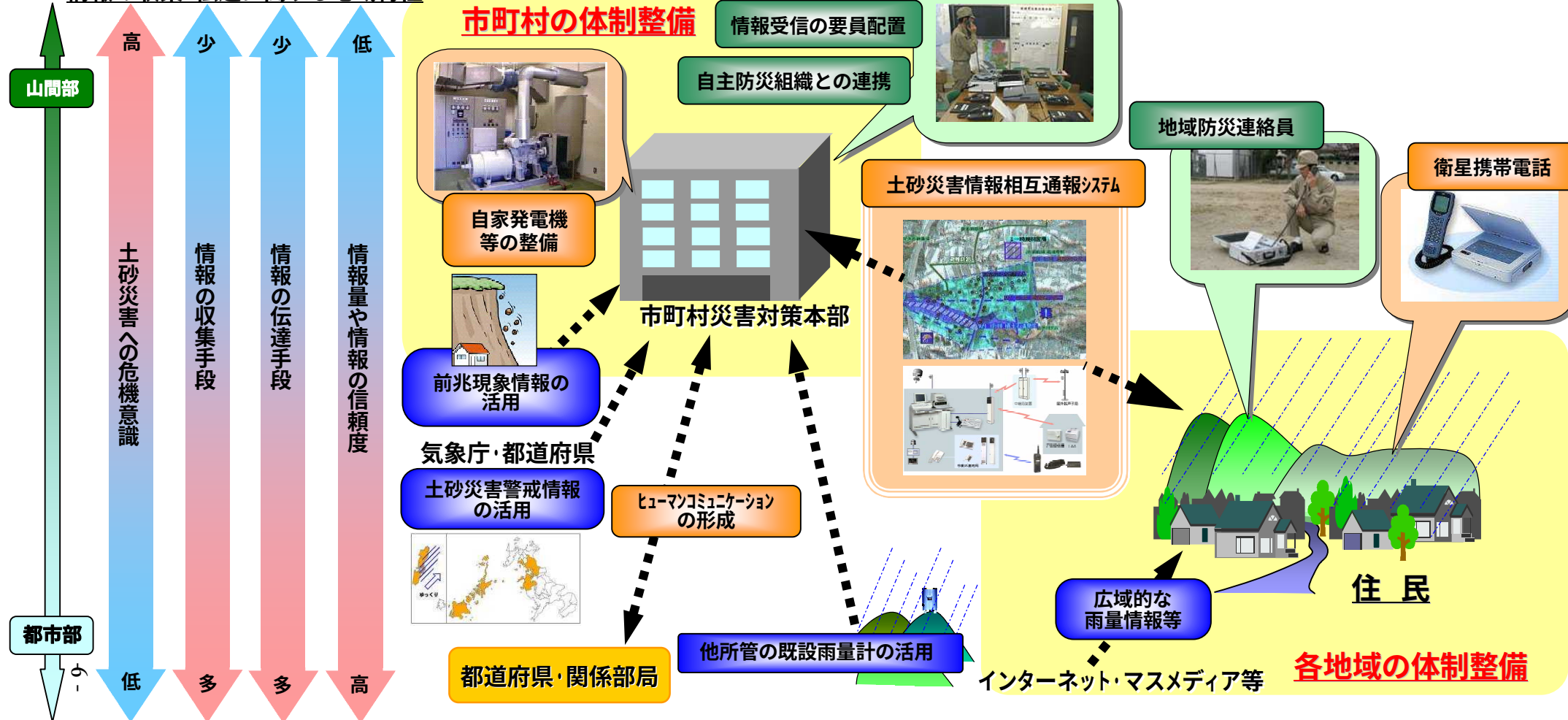
情報の確実な収集・伝達手段

情報の収集・伝達体制の整備

具体的な手段

- 土砂災害警戒情報（切迫性・時間的経過のわかる補足情報を含む）
- 前兆現象情報 ○広域的な雨量情報や災害情報等 ○ローカルな雨量情報
- 土砂災害情報相互通報システム ○情報収集伝達手段の多重化（衛星携帯電話等）
- 自家発電機の整備 ○平常時からのヒューマンコミュニケーション
- 確実な情報受信のための要員配置 ○情報を正しく分析するための職員教育
- 市町村の広域化に伴う、旧市町村の支所の活用（地域事情に詳しい職員の配置等）
- 現地情報を確実に収集するための自主防災組織、砂防ボランティアとの連携

情報の収集・伝達に関する地域特性



土砂災害発生前の避難勧告等の発令

整備課題

避難勧告等の発令基準の設定

避難勧告等を発令すべき地区の特定

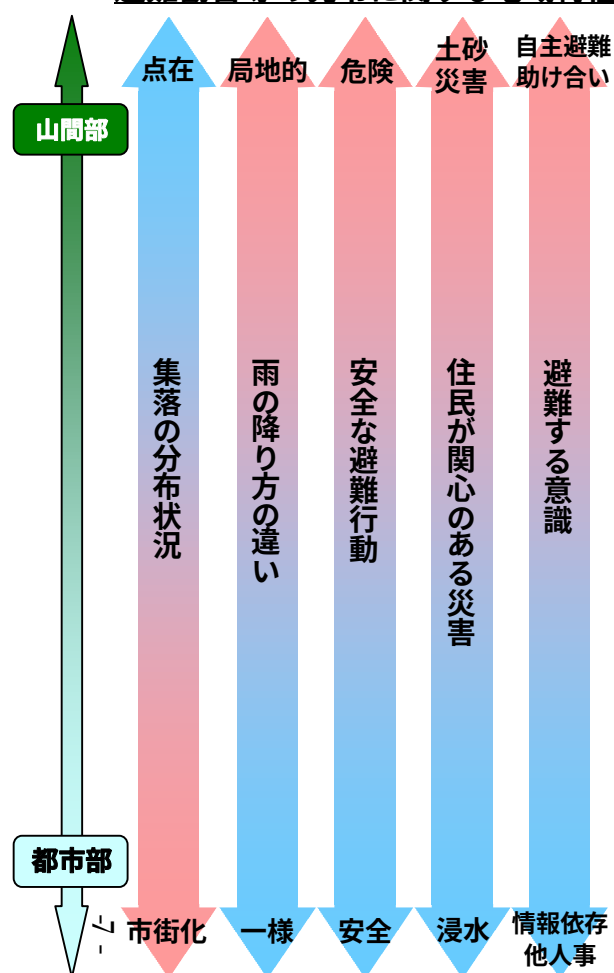
同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）の設定

避難勧告等を発令した後の体制の整備

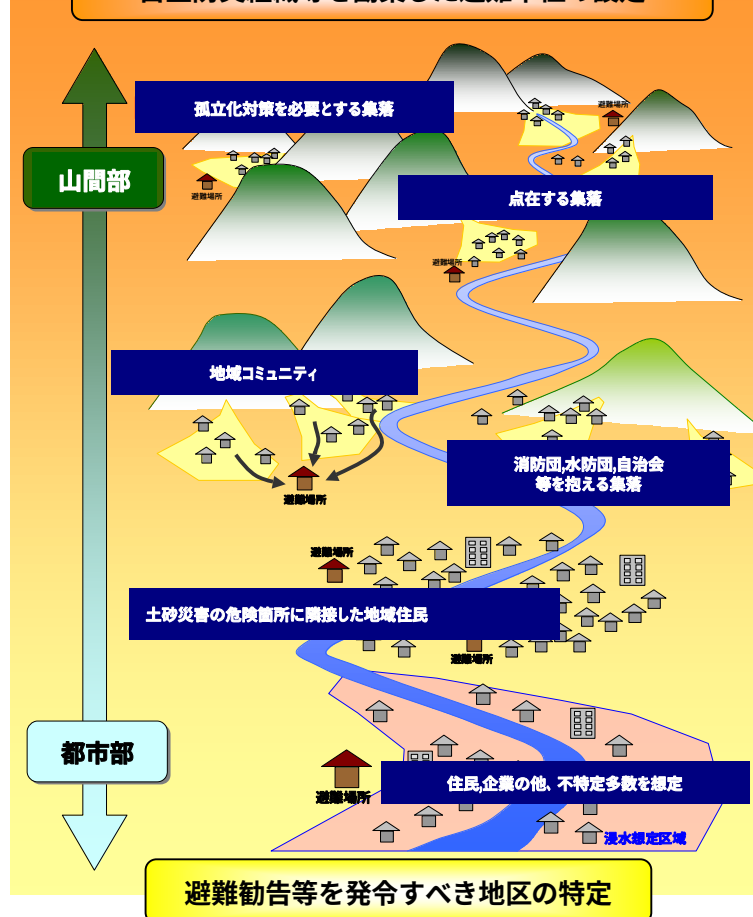
具体的な手段

- 土砂災害警戒情報、前兆現象等に基づく発令基準等の設定
- 夜間に豪雨が予想されるときは早めに避難（災害時要援護者等）
- 土砂災害警戒区域等の指定の促進
- 対象地域が限定できる局地的な気象情報の把握
- 前兆現象、災害伝承の活用
- 自主防災組織、自治会、避難所、避難経路等を勘案した避難単位の設定
- 避難経路の安全確認、避難誘導、住民の安否確認等に関する住民対応の行動計画づくり

避難勧告等の発令に関する地域特性



自主防災組織等を勘案した避難単位の設定



避難勧告等の発令基準の設定

山崩れ、がけ崩れが起こり、家屋が被害を受ける恐れのある時

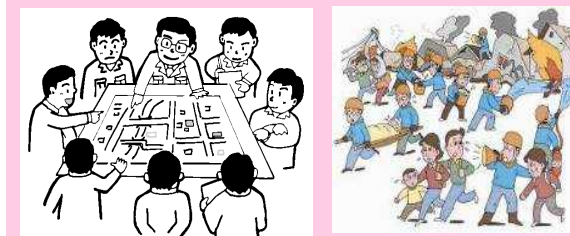
曖昧な発令基準

1. 土砂災害

区分	前日までの合計雨量が100mm以上あった場合	前日までの合計雨量が100mm未満の場合	前日までの降雨がない場合
第1次警戒体制（避難準備情報）	大雨警報が発令され、災害の発生が予想されるとき		
第2次警戒体制	当日の降雨量が50mmを超え、時雨量20mm程度の雨が降り始めたとき	当日の降雨量が80mmを超え、時雨量20mm程度の雨が降り始めたとき	当日の降雨量が100mmを超え、時雨量20mm程度の雨が降り始めたとき
避難勧告			
避難指示	さらに、人的被害の発生する危険性が		

明確な発令基準

避難勧告等を発令した後の体制の整備



具体的な行動手順を整理

避難所・避難経路の安全確保

整備課題

具体的な手段

避難所・避難経路の安全確保

○避難所・避難経路の選定基準の明確化 ○避難所を守るハード対策の実施 ○民間施設の活用

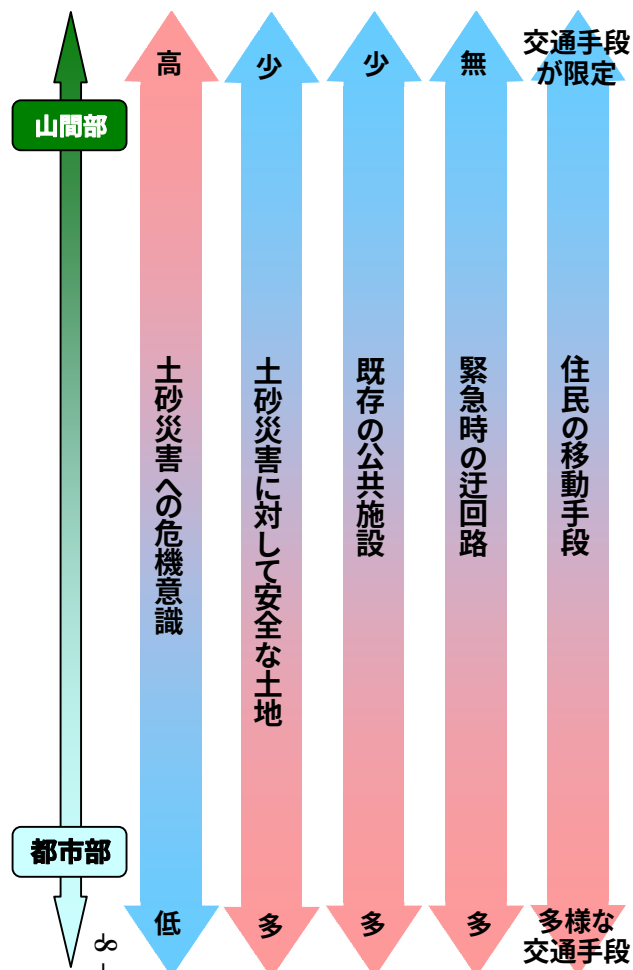
避難所の機能確保

○情報収集・伝達機器の整備（テレビ、ラジオ、電話、衛星携帯電話、防災無線等）
○利便性の確保（コミュニティ機能） ○快適な避難所環境の確保（停電対策、テレビ、ラジオ等）

避難所の運営体制の整備

○防災担当職員以外の配置 ○自主防災組織との連携

避難所・避難経路に関する地域特性



避難所選定の指標

避難所選定の考え方

避難所の所在位置
(土砂災害警戒区域内)

避難所の構造

避難経路の安全性

他の自然現象による被災のおそれの有無

避難しやすい環境づくり

プライバシーへの配慮

収容能力

災害時の情報伝達手段

管理体制

停電時の非常用電源

コミュニティ機能



避難所の運営体制

土砂災害に対する住民意識の向上

整備課題

住民避難につながる避難勧告・指示の伝え方

防災意識の向上

災害時要援護者への対応

災害時要援護者関連施設へ情報を伝達する体制の整備

具体的な手段

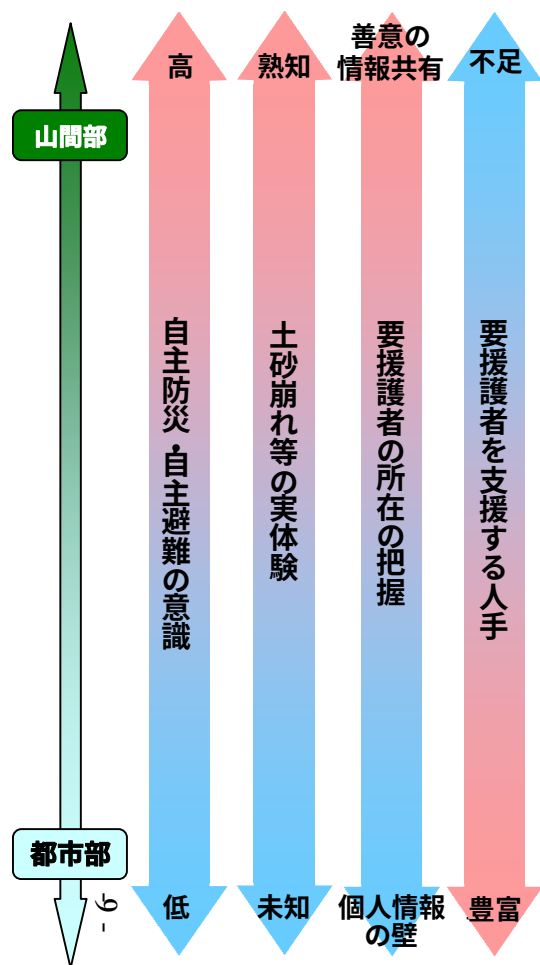
○市町村長自らの呼びかけなど、災害の切迫性を伝えるための工夫

○説明会等を通じたハザードマップによる危険箇所、避難所、避難経路の周知
○住民主導型によるハザードマップの作成 ○地域防災リーダーの育成・自主防災組織の育成
○土砂災害を対象とした実践的な防災訓練・防災教育・教材開発の実施 ○災害体験の伝承

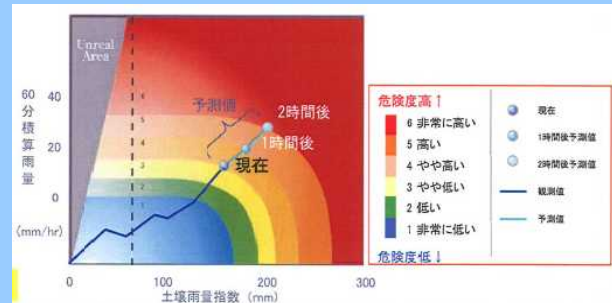
○関係機関と連携した災害時要援護者に対する避難支援の体制づくり

○災害時要援護者関連施設ごとの情報伝達・避難計画づくり

住民の避難行動に関する地域特性



災害の切迫性を伝えるための工夫



土砂災害発生の危険度が分かるスネーク曲線等の提供

住民主導型による土砂災害危険箇所マップの作成

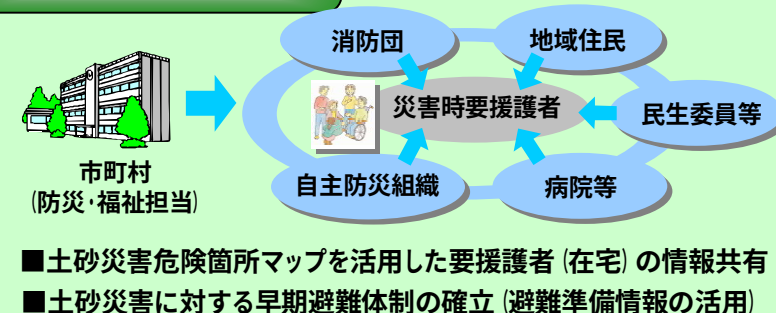


地域防災リーダーの育成

自主防災組織の育成



災害時要援護者に対する避難支援の体制づくり



災害時要援護者関連施設ごとの避難計画づくり

災害弱者関連施設に係わる総合的な土砂災害対策の実施について (H11.1.29)

土砂法一部改正

災害時要援護者関連施設への情報等の伝達方法を定める

